㈠　平成22年５月１日現在において補償法上の認定申請を行っている方で、一時金等の受付が終了した後に棄却処分となって一時金等の対象とならなくなった方のうち、熊本県及び鹿児島県においては、昭和49年末までに１年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては、昭和46年末までに１年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴え、登録する方

②　内容

㈠　健康に不安のある方を登録して、医師による健康診査、保健師による保健指導が無償で受けられるようにします。

㈡　希望者には、必要に応じて、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計（ＭＥＧ）等による高度な検査が受けられるようにします。なお、この研究では、今回の一時金等の対象となった方も含め、幅広い方々の参加を求めていきます。

⑵　高度な治療に関する調査研究

胎児期に脳がメチル水銀の影響を受けたことによりしびれや疼痛、不随意運動などがある者に対して脳磁計などの検査を行い、障害部位を特定し、将来的に磁気刺激や電気刺激などによる治療に結びつけるための研究を行います。

⑶　効果的な疫学調査を行うための手法の開発

関係する地域に居住している方の水俣病に関する不安を解決することに向け、関係者の協力や参加の下、毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを持っている方について、高ばく露地域に居住していた集団、低ばく露地域に居住していた集団、対照集団に分けて、それぞれ、長期的に健康状態の追跡調査を行いながら、水銀値及び健康影響との関係について、比較して分析を行います。

⑷　その他の健康調査

以下のような健康調査を継続して行っていきます。

・胎児期のメチル水銀の低濃度ばく露による健康影響に関する研究
・メチル水銀に対する細胞感受性の解明など水俣病の発症機序に関する研究
・メチル水銀ばく露による健康影響に関する国際的なレビュー

４．水質汚濁状況の監視の実施

原因企業が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質汚濁の状況の継続的な監視やその他必要な所要の措置を講じます。

５．国際協力

メチル水銀に関する海外の研究者や環境・公害行政の担当者等の受入れを積極的に行い、国内の研究者や行政担当者との交流を進めます。また、国内でのメチル水銀に関する研究成果や水俣病の教訓などを、国内外に広く発信していきます。加えて、水俣病発生地域の研究者や行政担当者、技術専門家、水俣病被害者などを、現在、公害問題の発生している開発途上国や新興国に派遣し、直接、研究成果や知見、技術、教訓などを伝えていきます。

６．国立水俣病総合研究センター

水俣病における医療・福祉や調査研究、国内外への情報発信等において中核となるような役割を適切に果たすこととします。

７．環境教育・学習、環境モデル都市としての取組、その他の地域振興

水俣市の進める環境モデル都市づくりや、みなまた環境大学構想の検討に協力するとともに、水俣病に関する経験と教訓を学ぶ学校・企業・団体研修等の受け入れ、環境教育プログラムの充実、市民や企業による環境学習や環境意識啓発を積極的に進めるなど、水俣病発生地域が、地域内外の環境人材育成を図るための拠点となって、幅広い世代への環境教育を積極的に進めます。

新潟においても、阿賀野川流域の環境資源を活用した地域づくりや環境学習を行うフィールドミュージアム事業、環境と人間のふれあい館を活用した環境学習・体験学習など、地域に根付いた取組を積極的に進めます。

また、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然や豊富な地域資源などを積極的に活かして、エコツーリズムをはじめ、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを積極的に進めます。

（以上）

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(三)(二)(一)　道路の区域　道路の種類　一般国道
　　路線名　四十五号

区間	変更前	変更後
宮城県塩竈市港町二丁目一一四番から同市海岸通五〇番一まで	二二・一〇〇メートル	二二五・三〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用の開始の区間	延長	図面縦覧場所
四百六十八号	千葉県市原市大字上高野字作高野字図面上手に表示する部分二六慶前二七六四番二地先から同市大字関字首関六八一番一地先まで	四・六キロメートル	首都圏中央連絡自動車道事務局及び同局北

供用開始の期日　平成二十二年五月二十日

○近畿地方整備局告示第百四十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

一　登録年月日　平成二十二年五月二十日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社京都確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	赤尾　正樹

(2)　変更年月日　平成二十二年四月二十六日

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日　　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用の開始の区間	延長	図面縦覧場所
五十六号	愛媛県伊予市上吾川字松本甲一三番七から同市下吾川字池田七一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	四・〇キロメートル	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年五月二十日